

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年8月17日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 谷 口 芳 紀

兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第2号

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。））」を「（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。